

短期給付請求書チェックポイント

請求書を提出される前に確認をお願いいたします。

1 共通

- 委任先所属所長職名、氏名、組合員証番号、日付、公印、請求者印（請求者自署の場合は不要）はありますか。
- 該当者は、75歳未満ですか。
75歳以上の方は原則、後期高齢者医療制度の対象になりますので市区町村の後期高齢者医療制度担当宛てにお問合せください。

2（家族）療養費

- 月ごと、医療機関ごと、医科区分ごと（医科入院、医科外来、歯科、調剤）、療養者ごとに請求書を作成していますか。

組合員証・被扶養者証を提出できずに受診した場合

- 医療費請求の場合、領収書（写し）及び診療報酬明細書（レセプト）（原本）又は、診療報酬領収済明細書（原本）が添付されていますか。
- 調剤費請求の場合、領収書（写し）及び調剤報酬明細書（レセプト）（原本）又は、調剤報酬領収済明細書（原本）が添付されていますか。

家族療養費の場合

- 被扶養者の認定日以降の診療日ですか。
被扶養者の認定前の療養は、給付対象外です。

治療用装具を作製した場合

- 医師が装着を必要と認めた「治療用装具装着に関する証明書（原本）」（小児用眼鏡の場合は「治療用眼鏡等の作製指示書」（写し））、領収書（写し）及び明細書（写し）が添付されていますか。

以前加入していた健康保険の保険証で受診し、当該健康保険組合へ医療費を返還した場合

- 以前加入していた健康保険組合に医療費を返納した領収書（写し）及び開封無効の封筒（診療報酬明細書在中）が添付されていますか。

3 限度額適用認定申請書

- 診療予定は、**当月以降**ですか。

前月分の発行はできません。月末の申請、緊急の申請の場合は、**予め電話連絡をしてください。**

- 認定証の使用に際し、時間の余裕はありますか。

申請書の受理後10～20分で発行できますが、申請書・認定証の送付に文書交換便を使用しますので、その往復の日数がかかります。

お急ぎの場合は、所属所長の決裁済みの申請書を窓口にお持ちいただくか、返信用の郵便切手を貼った封筒（9cm×12.7cmの入る大きさのもの）を同封してください。窓口受付（午前9時～11時30分、午後1時～5時（土、日、祝日、年末年始除く。））

- 以前に発行された認定証が、未返還になっていませんか。

以前に発行された認定証が返還されていない場合は、新たな発行ができません。

- 療養費は、高額になることが予定されますか。

認定証は、同一診療機関ごと・入院、外来ごとに、1か月の窓口支払額（保険診療分）が、組合員の所得区分（アからエ）ごとにその範囲を超える場合に、利用できます。

4（家族）出産費

直接支払制度を利用している場合

- 「分娩料、代理受取額、窓口支払額、産科医療補償制度掛金等の内訳が記載されているもの（写し）」は添付されていますか。

窓口で全額支払った場合

- ①「分娩料、代理受取額、窓口支払額、産科医療補償制度掛金等の内訳が記載されているもの（写し）」及び②直接支払制度を利用していない旨の「合意文書（写し）」は添付されていますか。②は、上記①に直接支払制度を利用していない旨が記載されていれば不要です。

- 請求書の「医師の証明」欄に記載はありますか。

- 組合員本人が資格喪失後6か月以内に出産した場合に出産費を請求するとき。

→現加入保険者の「出産費の請求に係る証明書」は添付されていますか（共済ホームページ内の各種様式参照）。

- 被扶養者が被扶養認定後6か月以内に出産した場合に家族出産費を請求するとき。

→以前加入していた保険者の「出産費の請求に係る証明書」は添付されていますか（共済ホームページ内の各種様式参照）。

なお、国民健康保険加入の場合は、「加入期間証明書」を添付してください。

受取代理制度を利用している場合

- 「**出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）**」は添付されていますか。医療機関の記入はされていますか。

家族出産費の場合

- 被扶養者の認定期限内**の請求になっていますか。
認定期限外の場合で延長要件に該当する場合は、資格担当へ期限延長の手続きをとった上で、延長手続き完了後に請求することができます。

5（家族）埋葬料

- 事故（自殺を含む。）の場合**は、事故報告書が添付されていますか。

組合員本人の埋葬料の場合

- 被扶養者がいる場合は、「**埋葬料同附加金請求書**」の請求者及び「**口座振込依頼書**」の**口座名義は、被扶養者の名前**で請求されていますか。
- 組合員本人の埋葬料を被扶養者（※）がいないため、葬儀を行った方が請求する場合は、埋葬に要した費用の**領収書（写し）**及び**明細書（写し）**が添付されていますか。「**口座振込依頼書**」の**口座名義は、「埋葬料同附加金請求書」の請求者の名前**で請求されていますか。

※ 当共済組合の被扶養者の認定を受けた方

6 傷病手当金

- 「**勤務できないことに関する医師の証明書**」は添付されていますか。
- 請求書の請求期間は月ごとになっていますか。
(例) ○ 9月1日から 9月30日まで
× 9月1日から10月31日まで（複数月の請求を1枚の請求書で請求することはできません。）
× 9月1日から 9月28日まで（当該月末日まで記載してください。ただし、治癒又は、復職する場合等は除外）
- 請求書内の「**請求期間**」と医師の証明書内の「**勤務できないと認められた期間**」とが一致していますか。
- 「**報酬支給額証明書**」は添付されていますか。
- 無給休職者の場合、**掛金を支払ったことが分かるもの**は添付されていますか（短期掛金領収書及び対象者の名前が確認できるもの）。

- 初回請求時（復職後の再度請求時も含む）には、以下のこともチェックしてください。
 - 病気で休み始めた時期からの「出勤簿」（写し）は添付されていますか。
 - 病気休暇、休職等の根拠となる「医師の診断書」（写し）は添付されていますか。
 - 「傷病手当金の受給に係る誓約書」は添付されていますか。

7 育児休業手当金

- 請求は、育児休業開始月の休業実績を確認して翌月以降の請求になっていますか。
（例）請求期間：令和5年3月1日から令和5年9月30日までの場合
⇒ 令和5年4月以降に請求可能
 - 「パパママ育休」で1歳2か月まで延長する場合は、配偶者の育児休業承認書(写し)及び配偶者の記載のある住民票（写し）が添付されていますか（配偶者が組合員の場合は、住民票は省略できます）。
 - 保育不実施による「1歳後請求」は、子の1歳の誕生日の前日までを入所希望日とする保育所入所申込を行うことが要件ですが、要件は満たしていますか。
 - 入所不承諾通知書の有効期限は確認できますか。できない場合は、保育所の案内など、そのことが分かるものを一緒に添付してください。
- * 月の途中で保育所の入所を行っている自治体は限られています。このため、月の途中での入所ができない場合は、当月の1日を入所希望日として入所申込みをしていただく必要があります。申込みは前月に締切日を設定している自治体が多く、受入れを行っていない月もあるため、事前に請求者が自治体へ確認する必要があります。

8 介護休業手当金

- 月毎の請求は、請求期間の翌月以降の請求になっていますか。
- 「請求期間」は、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間になっていますか。
- 支給対象者は、以前に同じ要件（病名等）で介護休業手当金を受給していませんか。

1 から8 問合せ先

共済組合年金保険部医療保険課給付担当 電話03-5320-7326

※ 手続きについては、所属（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。
（東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口は総務事務センターになりますので、総務事務センターにお問合せください。）

9 第三者行為による事故のとき

- 電話連絡後、事故通報を提出しましたか。
事故通報提出後、1か月以内に「損害賠償申告書」等の提出が必要です。

10 自損事故のとき

- 事故報告書を提出しましたか。（加害者不明の事故も含まれます。）

9、10 問合せ先

共済組合金年保険部医療保険課求償担当 電話03-5320-7328